

甲府税務署からのお知らせ



申告書にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、「マイナンバー（個人番号）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

本人確認書類

★マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

★マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちではない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることが確認できる書類》

- 運転免許証 ●パスポート
 - 公的医療保険の被保険者証 ●障害者手帳等
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、国税庁HPで確認できます。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

■問い合わせ 甲府税務署 〒400-8584 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎
☎055-254-6105（代表）（自動音声でご案内しています。）

平成28年中に土地・建物を譲られた方へ

確定申告の前に譲渡のお尋ねを

「譲渡のお尋ね」って？

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要になります。（金銭のやり取りがなく、交換した場合についても、同様に申告をしなければ、税法上の特例が受けられませんが、）

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物などを譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談会を行います。

確定申告時ではなく、必ず事前の相談会にお越しください！

確定申告の期間中は申告会場が混雑するため、この「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、**2月から行われる市の「確定申告受付」に対応することができません。**

なお、税務署に直接申告される方や税理士などに依頼される方のお越しは不要です。

※内容により税務署にご案内する場合がございますので、「ご」了承下さい。

■日時

1月12日（木）・13日（金）
午前の部 9時～12時
午後の部 13時～16時

■場所

市役所1階 防災会議室

■対象者

土地・建物などを譲渡あるいは、交換された方で市に住民登録のある方。

※市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をしますが、その通知の有無に関わらず土地・建物などの譲渡があった方はお越しください。

■持ち物

売買契約書・取得費や売買に要した費用の領収書など

■問い合わせ

税務課 市民税担当
（内線1533～1555）